

より良い学校生活を過ごすために
服装・頭髪・自転車に関するきまり

1 標準服

【旧制服】

- 標準学生服
- 学校指定セーラー服 スカート スカーフを結ぶ

【新制服】

- 学校指定ブレザー、スラックスまたはスカート
- 白カッターシャツ
- 学校指定のベストを着てもよい
- *ベルトは黒、紺、茶等派手でないもの
- *左胸に名札をつける。
- *生徒証は常に携帯しておく。
- *スカートの丈はひざ程度とする。
- *下の服は派手でないものとし、フード付きの服のフードを学生服から出さない。
- *学生服、ブレザーを脱ぐ場合は、白カッターシャツ（半袖可）とする。学校指定ベストは着てもよい。

2 くつ下

- 白、黒、紺の単色とする。ワンポイント可
- ショートソックスは白、黒、紺を基調としたものとする。ワンポイント可
- ストッキング、タイツに色はベージュ、黒の単色とする。
- ルーズソックス、膝上丈のくつ下は不可とする。

3 くつ

- 上履き、体育館シューズは学校指定のもの。通学靴は体育の授業に使用するのにふさわしい運動靴とする。

4 体操服

- 学校指定のトレパン、トレシャツを着用する。（ネーム刺しゅう入り）
- 水着は紺、黒を基調とした派手でないもの。ラッシュガード可

5 頭髪、その他

- 中学生らしい髪型とし、脱色、染色、パーマは禁止とする。
- 髪をまとめる場合は、黒、紺等の髪色に対して目立たないヘアゴムでまとめる。リボン、シュシュや飾りのついたヘアゴム、ヘアクリップ等は不可。
- 指輪、ネックレス、ピアス等の不要な装飾品は身につけない。

6 防寒衣類

- 単色をベースにして、大きな絵柄がなく、あまり派手でないものとする。部で購入したものを着てもよい。

7 自転車通学について

- 自転車の車種は実用車または軽快車（荷物台付き、両足スタンド）とする。
- ブレーキはロード式または、ワイヤー式。
- 方向指示器、メーター等の装飾品をつけない。
- 色は派手でないもの
- 変速ギア付きは可
- 自転車にかごが必要な時は前につける。
- 乗車するときはヘルメットを着用する。
- 乗車を許可されたものは「許可証」を後部どろよけにつける。前輪のどろよけに氏名を記入する。
- 自転車通学区域は、市・豊満・愛知川・中宿・沓掛を除く区域とする。ただし、豊満・中宿・沓掛の一部・祇園は可。
- 自転車は指定された自転車庫へ入れる。
- 雨天時は通学用雨カップを着用する。

8 カバン

- 通学用かばんは手提げの学生カバン、もしくはバック、リュック。色、形等は中学生の通常にふさわしいもの。

9 その他

- 登下校は学校で定められた制服または体操服とする。校内においても必要時以外は制服を着用する。
- いったん登校した後は校外に出ない。
必要な場合は「外出許可証」に学級担任の学級担任の許可を得て出る。
- 土・日曜日の昼食は弁当を持参するか、食べに帰る。
- 雑誌、ゲーム、携帯電話、スマホ等不要なものは学校へ持ってこないこと。どうしても持ってこなければならぬ時は教師に預けること。
- 各自の持ち物にはすべて、名前を記入すること。

学校生活を充実させるために

全校生徒が守ろう

1 朝の会

(1)自治の力

○始業のチャイムでプログラムに従い朝の会(朝学習)を運営する。

(2)出欠の確認

○8時25分のチャイムで着席していなければ遅刻となる。

○欠席や大幅な遅刻の場合は、この時間までに学校へ連絡をする。

(3)健康観察

○身体上で不調があれば健康観察で申し出る。

(4)その他

○提出物は朝の会終了までに提出する。

2 授業

(1)始まりのチャイム

○ベル着を守る。

(2)座席

○普通教室では生活班を基本に座席表のとおりに着席する。特別教室では教科担当の指示に従う。

(3)終わりのチャイム

○チャイムまで教室を出ない

(4)その他

○体育科等での見学は、その旨を家庭から連絡する。

3 給食

(1)準備

○給食当番はマスクをつけ、手のアルコール消毒をする。

(2)給食

○全員そろって「いただきます」「ごちそうさま」をおこなう。

(3)その他

○給食のゴミ・残飯などは教室・学校で捨てず、種類ごとにまとめ、すべてセンターへ返却する。

4 掃除

(1)掃除

○ゴミ箱のゴミは燃える物のみ理科室前のゴミ箱へまとめる。

(2)その他

○簡易清掃の日は放課後に係りの者が行う。

5 集会

(1)入場

○いったん教室前の廊下に代議員を先頭に並び、入場をする。

(2)特に指示がない集会では代議員を先頭に名簿順2列で整列する。

6 職員会議

(1)入室・退室

○職員室への入室は特別な指示がない限り禁止とする。

○用事があるときは、生徒用ドアから入室し、カウンターの前で学年・組・氏名と要件を伝える。

(2)電話の利用

○緊急に家庭と連絡を取りたいときは職員室で使用の理由を伝え、職員室の電話を使用する。

7 緊急時の対応

(1)緊急の連絡

○非常ベル、校内放送で緊急の連絡を行う。

(2)避難

○避難は指定された経路を通り、指定された場所に避難する。

○学級の点呼は代議員が行う。

(3)火災の避難

○放送または先生の指示に従って火災現場を避け、すみやかに非難をする。

(4)地震の避難

○放送または先生の指示に従って、すみやかに揺れがおさまるまで最寄りの机等に身をかくす。揺れがおさまってから避難する。

(5)その他

○いたずら等による非常ベルで避難した場合は、避難に使った時間分を放課後延長して授業時間の確保を行う。

8 登下校

(1)通学路

○徒歩、自転車通学の生徒共に指定の通学路を通る。

(2)自転車通学

○ヘルメットを着用する。

○指定の自転車庫に駐輪する。

○道路交通法を遵守する。

(3)その他

○いったん登校した後は校外へ出ない。必要な場合は学級担任の許可を得て出る。